

「直接的かつ恒常的な雇用関係を確認するための書類」について（参考）

工事現場に配置する現場代理人及び監理技術者等が、工事を請け負った企業と直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であることを証明する資料（以下「雇用関係証明資料」という。）の取扱いについて、参考までに下記のとおり周知します。

1 直接的かつ恒常的な雇用関係を確認するための書類（雇用関係証明資料）

（「建設工事と技術者の配置について」第3第2項（2））

配置予定技術者が工事を請け負った企業と3ヶ月以上の雇用関係にあることが確認できる資料として、以下のいずれかを提出してください。

- ア 監理技術者資格者証の写し（表・裏）
- イ 住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書の写し
- ウ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し
- エ 所属会社の雇用証明書の写し（※）

※ 原則、雇用証明書（指定様式）によるものとします。

根拠資料の提出は不要ですが、内容に疑義があるときは、別途資料の提出を求める場合があります。

2 雇用関係証明資料の確認事項

次頁以降に示す「確認のポイント」のとおりとします。

3 その他

令和8年4月1日以降、健康保険被保険者証は雇用関係証明資料とは認められませんので、お気を付けください。

「直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する資料」について（参考） 【確認のポイント】

ア 監理技術者資格者証の写し(表・裏)

- 有効期限は5年間のため、5年毎に更新手続きが必要。
- 更新した場合、直近の内容のみが記載される。

被雇用者（技術者）と一致しているか

「入札の申込みのあった日」から3ヶ月以上前に交付されているか

表面

氏名 **建設 太郎** 昭和45年 9月 3日生

住所 東京都千代田区二番町3番地

初回交付 令和 5年 7月 3日 交付 令和 5年 7月 3日

交付番号 第 000000000000号

監理技術者資格者証
令和10年 7月 2日 まで有効

国土交通大臣指定資格者証交付機関
一般財団法人 建設業技術者センター理事長

所属建設業者 (株) O×建設 許可番号 国土交通大臣 第000000号

有する資格 土施 一建施

建設業の種類 土建大左と石屋電管夕鋼筋舗め板ガ塗防内機絶通園井具水消清解
有・無 1 1 1 1 1 1 1 0 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 0 1 0 0 0 1 1 0 0 1

雇用者（申請者）と一致しているか

裏面

裏面が提出されているか
記載事項に変更はないか

見本

監理技術者講習修了履歴	修了番号: 第1234-1234567890号	修了年月日: 令和 5年 5月 3日
	氏名: 建設 太郎	生年月日: 昭和45年 9月 3日
	講習実施機関名: (一財) O××	

資格者証備考

更新は期限の30日前(追加は期限の45日前)までに申請を

「直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する資料」について（参考） 【確認のポイント】

イ 住民税特別徴収税額通知書の写し

- 毎年5月頃に、市区町村から事業者（雇用者）あて通知される。

最新の年度か

雇用者（申請者）と一致しているか

書類名は正しいか

令和 6 年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）

課税市町村名

地方税法第41条、第319条及び第321条の4（第321条の6）第1項並びに市町村税条例第 条の規定によって、令和 年度給与所得等に係る市町村民税、道府県民税及び森林環境税の特別徴収税額を下記のとおり決定（変更）したので通知します。

令和 6 年 6 月 10 日

〇〇町長 〇〇

印

月	特別徴収税額		課税人員		非課税人員	
	人数	納付額	人数	納付額	人数	納付額
6月分						
7月分						
8月分						
9月分						
10月分						
11月分						
12月分						

〒 602-8570
京都府京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
株式会社〇〇建設 殿

指定番号	氏名	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	納付額	10月分	11月分	12月分	(概要)
	京都 太郎								

被雇用者（技術者）と一致しているか

直接的かつ恒常的な雇用関係の証明に不要な個人情報がかマスキングされているか

雇用者（申請者）と一致しているか

株式会社〇〇建設

備考

- 市町村は、この通知に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。
- 地方税法第321条の5の2に規定する納期の特例の適用がある場合には、その旨を備考欄に記載すること。
- 「個人番号」欄には、納税義務者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号）を記載すること。（第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載すること。
- 受給者番号は、給与支払報告書（個人別明細書）に記載された当該納税義務者の受給者番号を記載すること。
- 市町村は、変更となった理由を摘要欄に記載すること。
- 「特別徴収義務者」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、特別徴収義務者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号）を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

第三号様式（用紙日本産業規格B4）（第二条関係）

「直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する資料」について（参考）
【確認のポイント】

ウ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し
（健康保険厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書）

- 新たに資格取得を行った際に、日本年金機構から事業者（雇用者）あて通知される。

〒602-8570
京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

株式会社〇〇建設
□□■様

123456789ABCDEFGF
0000000 0000/0000 0000

健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書

事業所整理番号 [マスキング]
事業所番号 [マスキング]

被保険者 整理番号	被保険者氏名			被保険者 区分	資格取得年月日	標準報酬月額	
	生年月日	種別(性 別)	取得区分		基礎年金番号	被保険者住所	
[マスキング]	京都 太郎	[マスキング]	[マスキング]	[マスキング]	R 7. 7. 25	健保： [マスキング]	厚年： [マスキング]
	S60. 1. 1	[マスキング]	[マスキング]	[マスキング]	[マスキング]	[マスキング]	[マスキング]

※1 元号 S：昭和 H：平成 R：令和
※2 種別(性別) 1(男)：男性 2(女)：女性 3(杭)：坑内員 5(基男)：男性（基金加入）
6(基女)：女性（基金加入） 7(基杭)：坑内員（基金加入）
※3 取得区分 1(新)：新規加入 2(再)：再取得 3(共)：共済組合 4(船)：船員保険 5(新)：新規取得
6(再)：再取得

上記のとおり資格取得の確認および標準報酬の決定がされ

令和7年8月10日

日本年金機構理事長
(〇〇年金事務所)

雇用者（申請者）と一致しているか

書類名は正しいか

直接的かつ恒常的な雇用関係の証明に不要な個人情報がマスキングされているか

被雇用者（技術者）と一致しているか

最新の定時決定（毎年9月）を経ていないか。

日本年金機構や健康保険組合が発行しているか

「直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する資料」について（参考） 【確認のポイント】

エ 所属会社の雇用証明書の写し

- ・ ア～ウの書類が提出できない場合は、雇用証明書により直接的かつ恒常的な雇用関係の確認を行う。
- ・ 直接的かつ恒常的な雇用関係について証明されていれば、別の様式による提出も認める。
- ・ 根拠資料の提出は不要だが、内容に疑義があるときは、別途資料の提出を求めることがある。
- ・ 提出は写しで可。

(様式2-4)

雇用証明書

雇用者（申請者）と一致しているか		落札決定日の翌日（休日を除く）以前の日となっているか	
被雇用者（技術者）と一致しているか		証明日（※1）	令和7年10月1日
被雇用者	事業者（雇用者）	押印等	
氏名 京都 太郎	所在地 〒602-8570 京都府京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町 株式会社〇〇建設 代表取締役 京都 次郎		
生年月日 平成2年5月1日	被雇用者を下記の労働条件で雇用していることを証明します。（※2）		
契約期間	1. 事業者が（就業規則に）定める退職の日まで（平成24年4月1日より採用） 2. 期間の定めなし（ 年 月 日 ~ 年 月 日 ） 3. 年 月 日 ~ 年 月 日		
給与（該当するものに○）	① 被雇用者の給与は、事業者（雇用者）から直接支払っている。 2 被雇用者の給与は、事業者（雇用者）からは直接支払っていない。		
勤務時間及び日数（該当するものに○）（※2）	① 事業者（雇用者）が（就業規則に）定める所定労働時間及び日数の4分の3以上である。 2 事業者（雇用者）が（就業規則に）定める所定労働時間及び日数の4分の3未満である。		
（※1）入札申請日以前の日付であること。なお、入札申請日とは、一般競争入札の場合は入札参加資格確認申請日、指名競争入札の場合は入札の執行日、随意契約の場合は見積書の提出日を指す。 （※2）原則根拠資料の提出を求めることがある。 （※3）健康保険法（大）に準じる。			

【恒常的な雇用関係】
「入札の申込みのあった日」から3ヶ月以上の雇用が確認できるか

【直接的な雇用関係】
直接的な雇用関係が確認できるか（どちらも1に○がついているか）